

所有者、管理者の皆様へ

2017（平成29）年4月1日から 昇降機の定期検査における基準が変わります。

2016（平成28）年11月1日に平成20年国土交通省告示第283号が改正されました。

「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示」（平成28年国土交通省告示第1179号）

■改正の概要

昇降機は、建築基準法第12条により専門の資格を持った検査者により年1回の定期検査を実施し、その結果を特定行政庁へ報告するように義務付けられています。

定期検査における項目、事項、方法及び結果の判定基準は、平成20年国土交通省告示第283号に定められており、近年発生した昇降機の事故等を踏まえ、改正されました。

■改正の内容（新たに追加された検査項目）

1. 電動機主回路用及びブレーキ用接触器の接点の状況

電動機主回路用接触器の主接点及びブレーキ用接触器の接点に溶着、接触不良等の不具合が生じた場合は、かごを正しく制御することができず、戸開走行事故等の重大な事故に繋がるおそれがあるため、それぞれの接点の状況を確認します。

2. 綱車の摩耗

複数ある溝に著しい摩耗差が生じている場合は、摩耗差が綱車外周からの主索の出張りの差として現れます。摩耗差があると特定の主索及び溝の摩耗が促進され、主索の破断に至るおそれがあるため、各主索に出張りの差が生じていないことを確認します。

3. 電磁ブレーキのプランジャーストローク

電磁ブレーキのプランジャーストロークを測定しなければならないと指定されたエレベーター及びエスカレーターについては、プランジャーストロークを直接又は製造会社が公表した方法により確認します。

4. 主索及び调速機ロープの状況

主索及び调速機ロープについて、それぞれの径の状況、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分等について確認します。

5. 非常止め装置の作動状況

釣合おもり及びかご非常止め装置について、それぞれの作動状況を確認します。

6. 緩衝器及び緩衝材の作動状況等

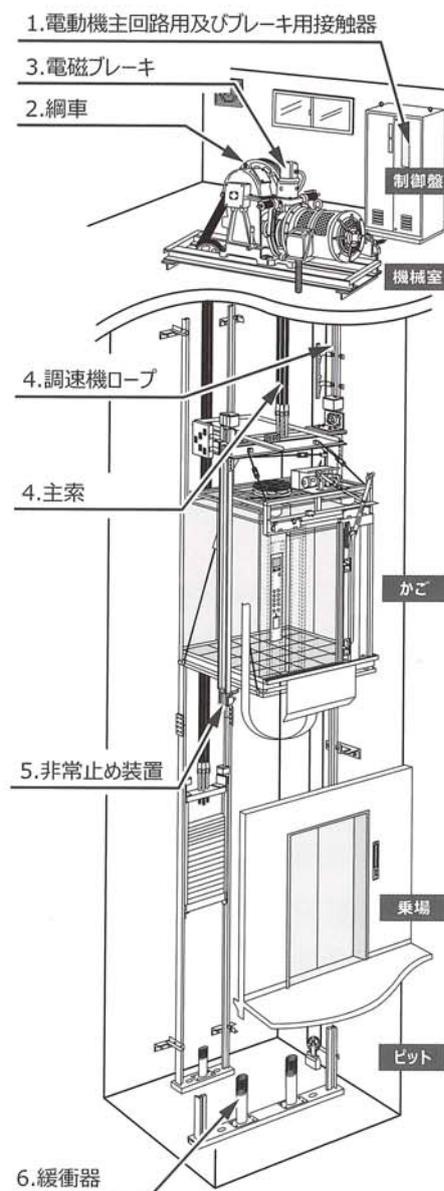
緩衝器及び緩衝材について、それぞれの形式及び劣化の状況を確認します。油入式緩衝器は、加えて作動の状況及び油量の状況を確認します。

7. エスカレーター機械室の汚損状況

エスカレーター機械室における火災の発生及びその他機器の作動に影響を及ぼす事態を避けるため、汚損の状況を確認します。

8. エスカレーターの駆動鎖の張り等の状況

エスカレーターの駆動鎖について、駆動鎖の健全性確認を徹底させるため、駆動鎖の張りの状況、駆動鎖の伸びの状況に加え、駆動スプロケットと従動スプロケットとの芯ずれの測定及び給油の状況等を確認します。



機械室ありロープ式エレベーターの場合

今回の改正により、製造会社が指定する基準で判定が行われる検査項目があり、判定結果が「**要是正**」※となった場合は、修理又は部品の交換が必要となります。詳細は、ご契約中の保守会社にご相談ください。

※要是正：修理又は部品の交換等が必要な状態であり、所有者に対して是正を促すもの。

修理又は部品の交換が必要となる事例

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 対象

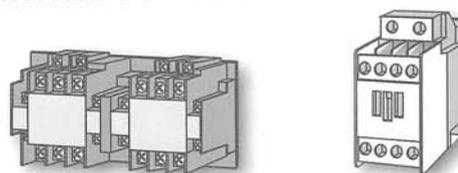
● 電動機主回路用及びブレーキ用接触器の接点の状況

電動機主回路用及びブレーキ用接触器の接点の状況を判定します。また、フェールセーフ設計※の有無を判定し、フェールセーフ設計でない場合は製造会社が指定する接触器の交換基準に従って交換されているかを判定します。

※フェールセーフ設計：それぞれの接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状況等との不整合を検知するなど、自動的にかごを制止させる設計をいう。

接触器の接点の状況

判定が必要な機器（一例：電磁接触器）



ロープ式エレベーター及び小荷物専用昇降機 対象

① 綱車の摩耗

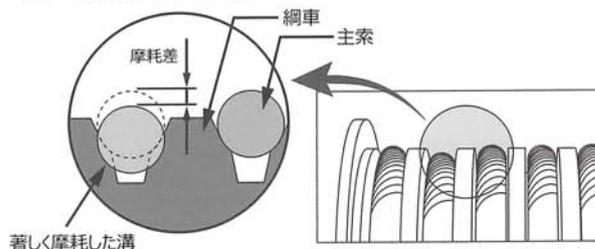
それぞれの主索の出張りに段差が生じていないかを判定します。綱車を交換する場合は、主索を同時に交換する必要があります。

② 调速機ロープの状況

主索だけに適用される基準でしたが、调速機ロープにも、径の状況、錆びた摩耗粉による谷部が赤錆色に見える部分等について判定します。

綱車、主索の判定箇所例

綱車の溝の摩耗による出張りの差



エスカレーター（動く歩道を含む） 対象

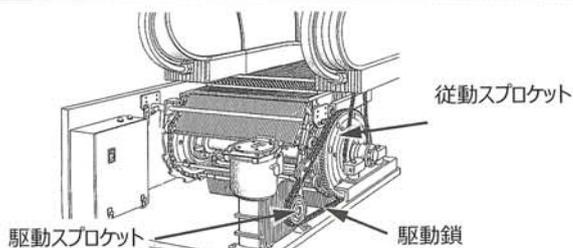
① 駆動鎖の状況

製造会社が指定する交換基準に従って、駆動鎖の張り、伸び、給油等の状況を判定します。

② 駆動スプロケットと従動スプロケットとの芯ずれ

駆動スプロケットと従動スプロケットとの芯ずれの測定、又はスプロケットの歯面を目視により判定します。

駆動鎖、駆動スプロケットの判定基準の見直し



その他

検査方法、判定基準を解説する「定期検査業務基準書」の改訂により、これまでの判定と異なる検査項目があります。

① 交差部可動警告板

取付に不備がある又は破損している場合は、「要是正」判定となり、交換が必要となります。

② 安全設備

（転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵等）

取付に不備がある又は柵等が破損している場合は、「要是正」判定となり、交換が必要となります。

「要是正」判定となる安全設備の例

